

あま市立甚目寺中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校でも起こりえる問題であり、どの子どもであっても被害者にも加害者にもなる」という基本認識をもつ。

全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組み、全力でいじめ防止に努める。

（基本理念）

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

（いじめの禁止）

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

（学校及び教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われる場合には、速やかに当該いじめに係わる情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。

（1）構成員

いじめ・不登校対策委員会…校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校支援アドバイザー・相談支援員（あま市教育相談センター）の参加を求める。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

緊急いじめ対策委員会………校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、該当学年生徒指導担当、該当学級担任

（2）活動

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤事例をもとにした現状の把握と今後の対応を検討する。

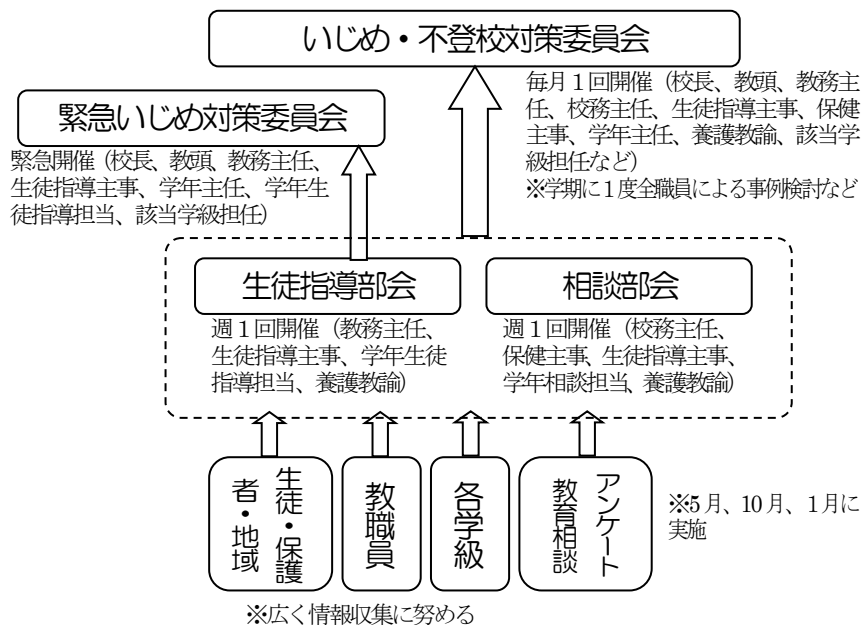
(3) 開催

毎週1回、生徒指導部会および相談部会を開き、情報収集・情報共有を図る。

毎月1回、職員会議内で全職員による「いじめ・不登校対策会議」を開き、状況報告と対応の協議を行う。

学期に一度、「いじめ・不登校対策会議」内で事例研究会などを行う。

いじめ事案発生時は「緊急いじめ対策委員会」を開催し、迅速かつ適切な対応を検討する。



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象の教育相談（いじめを含む）アンケート調査 【保存期間卒業後3年間】年3回（5月、10月、1月）
- ②教育相談等による生徒からの聞き取り調査 年3回（5月、10月、1月）

③クレペリン検査 年1回（4月）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②年に3回の教育相談の実施
- ③あま市教育相談センターの活用

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

（3）いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

ウ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや学校支援アドバイザー・相談支援員（あま市教育相談センター）の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、あま市教育委員会及び津島警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- （1）重大事態が発生した旨を、あま市教育委員会に速やかに報告する。
- （2）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- （3）上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。(あま市教育委員会研修においても実施予定)
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

令和4年5月改定